

# 一般社団法人 東京都トラック協会 引越 専 門 部 会 規 約

- 規約制定 昭和57年9月28日(部会創立)
- 規約一部改正  
昭和59年7月26日「加入及び退会」(新設)
- 東ト協部会・専門部会規定  
昭和63年4月1日改定実施
- 規約一部変更  
平成9年7月24日「その他」(追加)
- 規約一部改正  
平成11年7月19日「相談役に関する規定」(新設)
- 規約一部改正  
平成17年6月21日「顧問に関する規定」(追加)
- 規約一部改正  
平成25年4月1日 東ト協の「一般社団法人」への移行に伴う一部改正等

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款第39条並びに専門部会規程にもとづき、引越輸送事業の健全な発達を図るために、必要な専門的事項に対処し、以て公共の福祉を増進し、地域社会の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会引越専門部会と称する。

### (構 成)

第3条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、引越輸送事業にたずさわる事業者を以て構成する。

### (加入及び退会)

第3条の2 本会への加入は、所定の「引越専門部会加入申込書」に所要事項を記入して申し込むものとし、原則として所管の分科委員会で

確認の上、認めるものとする。

- 3 本会からの退会は、所定の「引越専門部会退会届」を提出し、本会の会員だった期間に相応する第6章の部会費、特別負担金は退会の月をもって精算するものとする。

## 第2章 事業

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 引越運送の品質、サービス等の質的向上に関する事項
  2. 輸送秩序の確立に関する事項
  3. 一般消費者への啓発並びに広報活動に関する事項
  4. 利用者保護対策に関する事項
  5. その他、本部会の目的達成に必要な事項

## 第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

専門部会長	1名
副専門部会長	8名以内
委員	若干名
監事	2名以内

(役員を選任及び任期)

- 第6条 専門部会長、副専門部会長、委員及び監事は総会において選任する。
2. 役員任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げない。
  3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第7条 専門部会長は、本会を代表し会の運営を統括する。
2. 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、これを代理する。
  3. 委員は、本会の運営にあたる。
  4. 監事は、本会の経理を監査する。

(相談役、顧問)

- 第8条 本会に相談役、顧問を若干名置くことができる。
2. 相談役、顧問は、総会に諮って専門部会長が委嘱する。

期間は、役員任期に準ずる。

3. 相談役、顧問は、専門部会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(会 議)

第 9 条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総 会)

第 10 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回開催し、事業計画等を諮る。
- 3 臨時総会は、下記事項により随時開催する。
  - (1) 専門部会長が必要と認めた場合
  - (2) 1 / 3 以上の役員が要請があった場合
  - (3) 1 / 3 以上の部会員の要請があった場合

(総会に付議すべき事項)

第 11 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 本規約の変更
2. 役員を選任及び解任
3. 事業計画及び収支予算の決定
4. 事業報告及び収支決算の承認
5. 部会費の額及びその徴収方法
6. その他、必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第 12 条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、または他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(役員会の構成と議決方法)

第 13 条 役員会は、専門部会長、副専門部会長、委員及び監事をもって構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、その過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(役員会の招集と役員会に付託すべき事項)

第14条 役員会の招集は第10条の3に準ずる。

2 次の事項は役員会の議決を要する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会の招集並びに総会に提出する議案

(3) 総会で委任された事項

(4) 本会関係の諸規則の制定及び変更に関する事項

(関東地区内他県事業者の参加)

第15条 専門部会長が必要と認めたときは、関東地区内の他県事業者であっても、それぞれの県に引越輸送事業者の組織ができるまでは、本会に参加することができる。

(部会員外の出席)

第16条 専門部会長が必要と認めたときは、部会員以外の関係者を会議に出席を求め、その説明をきくことができる。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第17条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため専門委員会をおくことができる。

## 第6章 負担金

(部会費)

第18条 本会の活動に要する費用は、部会費を以てあてる。

(特別負担金)

第19条 部会費以外に本会の活動に特別の経費を必要とするときは、部会員から特別負担金を徴収することができる。

## 附 則

1. 本規約は昭和57年9月28日から実施する。
2. 専門部会創立総会において選任された役員の任期は、第6条の規程にかかわらず、昭和59年の通常総会のときまでとする。